

志木市電子申請・届出サービスでオンライン決済が可能に

デジタル推進課 ☎048(473)1291

24時間365日、自宅のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して申請や届出ができるサービスで、現在270種類を超える電子申請・届出が可能です。

今後もより便利に利用できるよう、オンライン決済機能を導入しました。これにより、本機能に対応した申請や届出時に手数料の支払いまでの手続きがオンライン上で可能となります。

オンライン決済可能な申請・届出

こども誰でも通園制度、一時保育利用申請、税関係証明書各種(納税証明書、完納証明書、無処分証明書、軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)、評価証明書、公租公課証明書、名寄帳、無資産証明書)、おいしく減塩!減らソルト教室参加申込み

そのほかにも便利な機能を導入しています

本人確認を可能とする公的個人認証サービス「マイナサイン」のほか、氏名や住所などの入力の省力化や過去に行った申請内容を確認することができる「デジタル窓口」を導入しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

ヤングケアラーを知っていますか?

こども家庭センター(しきチル) ☎048(456)5362

ヤングケアラーとは

ケアが必要な家族や身近な人に対して、大人が担うようなケアを受け、無償で介護、看護、世話、援助などを行っている18歳までの人のことをいい、主に次のようなサポートを日常的にしている人をいいます。

料理



家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

幼いきょうだいの世話



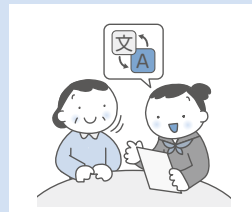
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

世話や見守り



障がいや病気などのあるきょうだいの世話や見守りをしている。

通訳



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

ヤングケアラーを支援するための家事支援事業を実施しています

市では、家事や家族の世話などを日常的に担っているヤングケアラーが、健やかに成長できる環境を整えるため、各家庭にヘルパーを派遣する事業を実施しています。

対象 市内在住で、日常的に家事や家族の世話などを担っているヤングケアラーがいる世帯

支援内容 家事(買い物、料理、掃除、洗濯など)

▼そのほか、必要な支援があると判断した場合は、関係機関につなぐことがあります。

支援期間 原則、週に2回まで(1回につき2時間以内、3か月間)

費用 無料

申込み 電話または直接、こども家庭センター(しきチル)へ

▼利用申込後の審査により、利用の可否を決定します。